

田野畑村保育所給食費徴収基準額表(R1.10～)

	階層区分		給食費(月額)	
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
多 子 カ ウ ン ト 年 齢 制 限 な し あ り (※学校就学前まで)	第1階層	生活保護世帯	0円	0円
	第2階層	市町村民税 非課税世帯	0円	0円
	第3階層	所得割課税額 48,600円未満	2,000円	0円
	第4階層①	所得割課税額 57,700円未満	3,500円	0円
	第4階層②	所得割課税額 97,000円未満	3,500円	4,500円
	第5階層	所得割課税額 169,000円未満	5,000円	4,500円
	第6階層	所得割課税額 301,000円未満	6,000円	4,500円
	第7階層	所得割課税額 397,000円未満	7,000円	4,500円
第8階層	所得割課税額 397,000円以上	7,000円	4,500円	

第3子以降の給食費を下記のとおり免除します。

- ・第1～第4① … 年齢に関わらず世帯の子の数による
- ・第4②～第8 … 小学校就学前までの兄弟の数による